

2 持続可能な海洋の構築

(1) カーボンニュートラルへの貢献

我が国は「2050 年カーボンニュートラル」や「2030 年度温室効果ガス（2013 年度比）46%削減、更に 50%の高みに向けて挑戦を続けていく」といった高い目標を設定している。この目標の実現に当たって、海洋分野も重要な役割を果たしていくことが期待されている。

こうした状況の下、エネルギーシステム・産業構造の転換を海洋産業全体として進め、我が国の海洋産業の更なる競争力強化につなげていくべきであり、そのため、産学官連携の下、海洋政策のあらゆる手段を総動員して取り組む。

ア 脱炭素社会の実現に向けた海洋由来のエネルギーの利用

イ サプライチェーン全体での脱炭素化

ウ CO₂の回収・貯留の推進

【KPI】

a) 洋上風力発電の案件形成（現状：約 510 万 kW（令和 6 年度末）、目標：1,000 万 kW（令和 12 年まで）・3,000～4,500 万 kW（令和 22 年まで）※第 7 次エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）に基づく）

b) 港湾脱炭素化推進計画が作成されている港湾数（現状：74 港（令和 8 年 3 月 31 日時点）、目標：20 港（令和 7 年度まで）、100 港（令和 12 年度まで））

【海洋開発等重点戦略（※）の主な成果指標】※令和 6 年 4 月 26 日決定

2030 年までに 1,000 万 kW、2040 年までに 3,000 万 kW～4,500 万 kW の案件形成を目指すとともに、改正法施行までに、適地選定のために不可欠なデータのうち特に重要なものについて、募集区域の指定に資するよう関係府省横断で活用できる形で整備する。

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 脱炭素社会の実現 に向けた海洋由来の エネルギーの利用	1) 領海・内水における洋上風力発電の活用、EEZ展開に向けた技術開発や法整備を含む環境整備					
	EEZ展開に向けた法整備・施行 に向けた政省令の整備等				施行後	EEZにおける適地選定・案件形成
	適地選定のためのデータ整備、強靱な国内サプライチェーン形成に向けた取組					
	領海及び内水における適地選定・案件形成					
	2) 基地港湾の整備等による洋上風力発電事業の円滑な推進					
	3) 海洋環境等の保全の観点からの環境大臣による調査の法整備を含む環境整備				3) 海洋環境等の保全の観点からの 環境大臣による調査の実施	
イ サプライチェーン全体 での脱炭素化	1) グリーン成長戦略 2050年カーボンニュートラルに向けた取組					
	ゼロエミッション船等の技術開発・実証					
	ゼロエミッション船等の生産基盤構築					
	2) カーボンニュートラルポート（CNP）の形成の推進					
	港湾脱炭素化推進計画の作成（目標：令和7年度までに20港）				（目標：令和12年度までに100港）	
ウ CO ₂ の回収・貯留の推進	CCSの適地開発の推進、事業環境整備の加速化等					

【令和7年度の取組】

ア 脱炭素社会の実現に向けた海洋由来のエネルギーの利用

1) 洋上風力発電の排他的経済水域（EEZ）への拡大を実現するための「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が令和7年6月に成立した。（内閣府、経済産業省、国土交通省、環境省）

2) 基地港湾の一時的な利用に関する協議を行うための協議会制度の創設等を位置づけた「港湾法等の一部を改正する法律」が令和7年10月に施行された。（国土交通省）

3) 令和6年3月に中央環境審議会総合政策部会「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」から得た答申の内容を踏まえ、海洋環境等の保全の観点からの環境大臣による調査を実施する仕組みを導入するための「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が令和7年6月に成立した。（環境省）

【コラム】国内初の浮体式洋上ウィンドファームの商用運転開始

長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域において、五島フローティングウィンドファーム合同会社が、2026年1月5日に「五島洋上ウィンドファーム」の運転を開始しました。

本ウィンドファームは、環境省の実証事業により得られた知見を基礎として整備されました。海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣から公募占用計画の認定を受けた国内第1号の案件であり、複数機設置する商用浮体式洋上風力発電所としても国内初となります。

採用されているハイブリッドスパー型浮体は、浮体上部に鋼、浮体下部にコンクリートを採用する構造であり、同社の代表企業である戸田建設株式会社が設計、施工を行い、世界で初めて実用化した技術です。



風車8基の全景（提供：戸田建設株式会社）

イ サプライチェーン全体での脱炭素化

1) グリーンイノベーション基金「次世代船舶の開発」プロジェクトにおいて、令和7年8月、純国産の大型商用アンモニア燃料エンジンが完成した。（国土交通省）



純国産の大型商用アンモニア燃料エンジン
（提供：（株）ジャパンエンジンコーポレーション）

・船舶における環境負荷の低減として、経済産業省と国土交通省の連携事業である「運輸部門におけるエネルギーの使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金（内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業）」において、①ハード対策（省エネ船型、高効率プロペラ、高効率エンジン等）とソフト対策（運航計画・配船計画の最適化等）の組合せによる船舶の省エネルギー化を目指す実証事業や②①の省エネルギー化に加えて水素燃料電池、バッテリー等の導入による非化石エネルギーへの転換を目指す実証事業として、計12件の事業を実施した。（経済産業省、国土交通省）

・環境省と国土交通省の連携事業である「海事分野における脱炭素化促進事業（LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業）」を活用し、LNG・メタノール燃料システム及び低CO₂排出機器を組み合わせた先進的な推進システムの普及を図る技術実証として4件の事業を実施した。（国土交通省、環境省）

・環境省と国土交通省の連携事業である「ゼロエミッション船等の建造促進事業」において、ゼロエミッション船等の建造に必要となるエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備及びそれらの機器等を船舶に搭載するための設備等の整備への支援として令和7年度に14件の事業を採択した。（国土交通省、環境省）

・国際海運分野について、IMOにおいて令和5年に合意された「2050年頃までに温室効果ガス（GHG）排出ゼロ」等の目標を達成するための新たなルール策定に向けた検討を進めた。（国土交通省）

2) 我が国の港湾や産業の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献するため、港湾において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進した。具体的には、港湾管理者における港湾脱炭素化推進計画作成への費用の補助、横浜港・神戸港における水素を燃料とする荷役機械の現地実証、低炭素型荷役機械や船舶に陸上電力を供給する設備の導入支援の他、新たに、コンテナターミナルにおける脱炭素化の取組を客観的に評価する「CNP認証（コンテナターミナル）」の運用を開始した。また、水素等のサプライチェーン構築を促進するため、港湾における水素・アンモニアの受入環境整備に係るガイドライン作成等にも取り組んだ。（国土交通省）

ウ CO₂の回収・貯留の推進

・二酸化炭素の回収・貯留（CCS）について、二酸化炭素の分離回収、輸送、貯留及び海洋環境保全とネイチャーポジティブ（自然再興）に資するモニタリングなど各技術要素に関する技術実証を実施した。（環境省）

・公共の安全を維持し、海洋環境の保全を図りつつ、事業環境を整備するために必要な貯留事業等の許可制度等を盛り込んだ「二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）」の全面施行にあたって下位法令等に関する詳細の検討を実施した。（経済産業省、環境省）

・令和6年5月に成立した「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」（CCS事業法）に基づき、令和7年9月に千葉県九十九里沖の一部区域を特定区域として指定し、令和8年1月に北海道苫小牧市沖において試掘が開始された。また、「先進的 CCS 事業」において、試掘等の貯留地開発や CCS バリューチェーン全体への一体的な支援を行うとともに、CCS 適地開発を促進するため、地質構造調査等を実施した。加えて、低温・低圧での液化 CO₂ 船舶輸送実証、CO₂ 分離・回収技術、貯留安全性の向上に関する技術の研究開発等を進めた。（経済産業省）



CCS プラント
（提供：経済産業省）

（２）海洋環境の保全・再生・維持

海洋は、生物の多様性の確保や我々の豊かで潤いある生活を支えるかけがえのないものであり、このような恩恵は、複雑かつ多様で常に変化する海洋環境に支えられている。また、海洋は、大気と相互に影響を及ぼしあう等気候に大きな影響を与えていることに加え、地球温暖化の要因とされる CO₂ 等の温室効果ガスを吸収する機能がある一方、地球温暖化に伴う海水温上昇や、海洋酸性化等の影響を受けている。そして、陸域における社会経済活動の拡大により、水質汚染やプラスチックを含む海洋ごみ等、地球規模で様々な影響を受けており、一旦海洋環境や生態系が損なわれるとその回復を図ることが非常に困難である。

このため、我が国は、従来から様々な国際的な枠組みの下で国際社会と連携し、海洋環境や生態系の維持・保全に関する国内外の取組を進めてきたところであり、今後も状況の変化に対応し、保全から更に進んで再生（回復を含む）に向けたより複雑で高度な取組を進めていく。また、自然生態系と調和した海洋環境の利用も重要であり、SDGs 等の国際的イニシアティブを基にした海洋環境の保全、豊かな海づくりの推進及び沿岸域の総合的管理の推進の3つの観点から、海洋環境の保全・再生・維持を図っていく。

ア SDGs 等の国際的イニシアティブを基にした海洋環境の保全

イ 豊かな海づくりの推進

ウ 沿岸域の総合的管理の推進

【KPI】

・管轄権内水域における海洋保護区・保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECD）の割合（現状：13.3%（令和7年度末）、目標：30%（令和12年まで））

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア SDGs等の国際的イニシアチブを基にした海洋環境の保全	1) 海洋保護区等の設定の推進					
	2) サンゴ礁、藻場、干潟等の保全・再生・創出の推進					
	3) プラスチック汚染に関する条約交渉の結果も踏まえつつ、プラスチックを含む海洋ごみに係る実態把握、発生抑制対策、国際連携を総合的に推進					
	第1回 政府間交渉委員会 (INC1)	第2、3回 政府間交渉委員会 (INC2、INC3)	第4回 政府間交渉委員会 (INC4)	第5回 政府間交渉委員会、 同委員会再開会 (INC5.1、INC5.2、INC5.3)		
	等					
イ 豊かな海づくりの推進	1) 閉鎖性海域の環境保全に向けた調査研究、方策検討等の取組の推進					
	2) 森・里・川・海などを活かした里海づくりに取組み、国民の理解増進や海岸空間の保全等					
	3) 戦略的に里海づくりの基盤構築に取組み、資源の活用や多様な主体者との連携等を推進し沿岸域の総合的管理にも貢献					
ウ 沿岸域の総合的管理の推進	1) 総合的な土砂管理の推進・海岸協力団体制度の活用等を通じた海岸空間の保全等					
	2) 陸域から海域への汚濁負荷の削減・管理					
	次期総量削減の在り方を検討					
	次期総量削減基本方針の検討					
	水質予測モデルに関するユーザーインターフェースの開発					
陸域からの汚濁負荷量の把握						

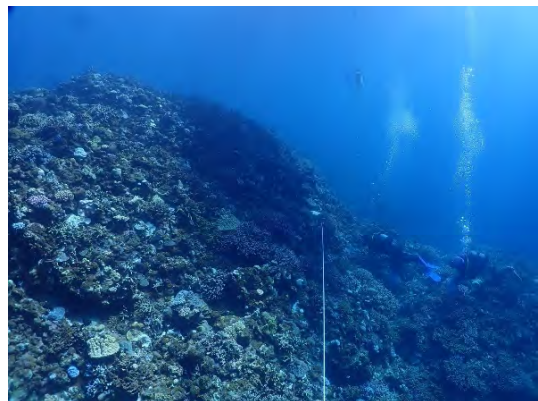
【令和7年度の取組】

ア SDGs等の国際的イニシアチブを基にした海洋環境の保全



保全活動により再生されつつあるコアマモ群落（三重県鳥羽市）
（提供：ざっこ CLUB）

1)、2) 海域における自然共生サイトの認定を進めるとともに、30by30の達成に向けて、海域におけるOECDの設定に関する検討を進めている。また、モニタリングサイト1000のサンゴ礁（23か所）、磯・干潟・アマモ場・藻場（28か所）、干潟の指標生物であるシギ・チドリ類（137か所）、砂浜の指標生物であるウミガメ類（32か所）において、生物及び物理環境に係るモニタリング調査を実施し、結果を公表した。（環境省）



モニタリングサイト1000 サンゴ礁調査 調査風景
（提供：一般財団法人自然環境研究センター）

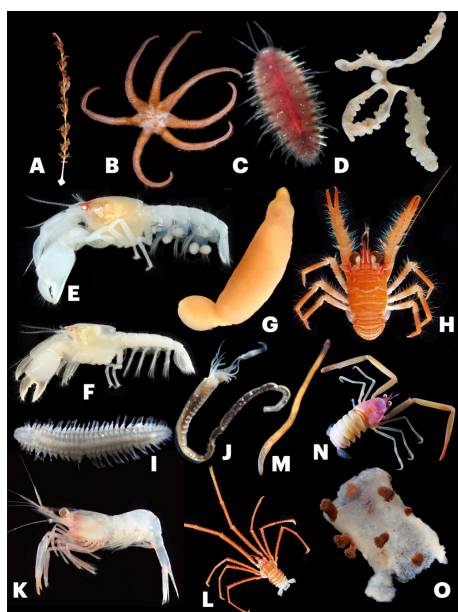
2) 令和5年 12 月に改訂した藻場・干潟の効果的な保全・創造を推進するための国の基本的な指針である「藻場・干潟ビジョン」に基づき、都道府県が策定する各海域のビジョンへの反映を進めるとともに、海域の特性を踏まえ、ハード・ソフト施策の一体的な保全・創造対策の推進に努めた。（農林水産省）

3) 関係省庁（内閣官房、内閣府、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等）と協力して「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等を踏まえ、削減に向けた実態把握、回収処理、発生抑制対策に取り組むとともに 2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」及び令和5年の G7 広島サミットにおいて合意したプラスチック汚染に関する取組の実現に向けて、国連環境計画等の国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援等、途上国における環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援等にも取り組んだ。「マリーン・イニシアティブ」を打ち出した令和元年以降、これまでに約 38,000 人の廃棄物管理人材を育成した。（外務省、環境省）

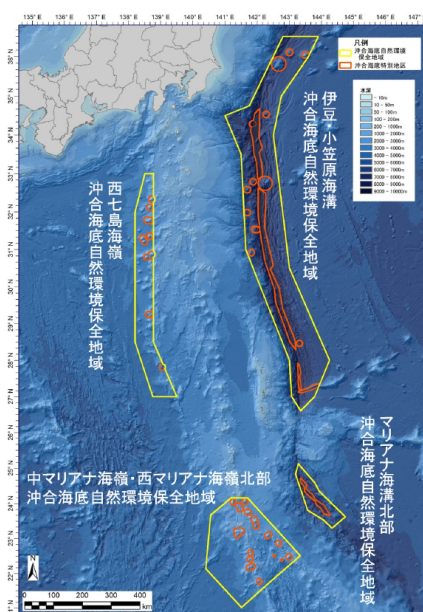
【コラム】 沖合海底自然環境保全地域で新種発見

環境省は、自然環境が優れた状態を維持していると認められる4海域を令和2年度に「沖合海底自然環境保全地域」に指定し、当該地域を保護するとともに、モニタリング調査を実施しています。本調査では、令和2年度から令和6年度にかけて深海性のエビ類やゴカイ類、ヒモムシ類、ウミエラ類などの 15 種の新種や 12 種の太平洋初記録種・日本初記録種、7000 年以上生きていと推定される巨大なツノサンゴ類などが新たに発見されました。

沖合海底自然環境保全地域には海山や海嶺、海溝等の希少な海底地形が存在しています。今回の調査結果から、これらの地域には独自の生態系が形成されており未知の種も多数生息していることが改めて明らかになりました。沖合の深海域（水深 200m 以深）に位置していることから調査は決して容易ではありませんが、これらの貴重な自然環境を把握し維持していくため、今後も調査を継続していく必要があります。



令和 2 年度から令和 6 年度にかけて沖合海底自然環境保全地域の調査で発見された新種（提供：環境省・JAMSTEC）



沖合海底自然環境保全地域に指定されている 4 地域（提供：環境省）

イ 豊かな海づくりの推進

1) 全国 88 の閉鎖性海域を対象に、水質汚濁防止法に基づき、窒素及びりんに係る排水規制を実施するとともに、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海・八代海等において陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等を把握するための調査を実施した。また、第 10 次総量削減の在り方について、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会総量削減専門委員会にて検討を行った。（環境省）

2) 藻場・干潟の保全・再生と地域資源の利活用の好循環を創出し、藻場・干潟がもつ多面的機能を最大限発揮することを目指す「令和の里海づくり」モデル事業を通して、藻場・干潟の保全等と地域資源の利活用に令和 4 年度から取り組んでおり、令和 7 年度は、藻場・干潟の保全等や、地域資源を活用した海洋教育やエコツアーなどに取り組む 8 団体を選定し、必要な経費の支援や事業実施の伴走支援等を行った。（環境省）

3) さらに、今後の里海づくりのあり方に関わる検討会における議論、これまで得られた成果および課題をふまえて、令和 7 年度からは、より関係省庁や関係団体、地域などとも連携を強化し、複数年にわたり戦略的に里海づくりに取り組んでいる。良好な里海の保全・再生・創出、里海における資源の利活用と好循環の形成、地域の主体性を重んじた多様な主体の参加と連携による豊かな海づくりの実現に向けて着手した。あわせて、資金だけでなく科学的知見の充実、情報共有の場づくりなどを通じて、戦略的に「令和の里海づくり」を推進することで、沿岸域の総合的管理にも貢献した。（環境省）

令和8年度
瀬戸内海環境保全推進ポスター



令和 8 年度瀬戸内海環境保全推進ポスター
（提供：公益社団法人 瀬戸内海環境保全協会）



第 45 回全国豊かな海づくり大会
～魚庭の海おおさか大会～
（提供：大阪府）

ウ 沿岸域の総合的管理の推進

1) 地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実を目指すため、25 の海岸協力団体が指定されており、更なる活動の活性化を図るため、海岸協力団体との意見交換会を開催した。（農林水産省、国土交通省）

・土砂の流れの変化に起因する土砂供給の減少による影響に対する問題が起きている沿岸域において、土砂移動のメカニズムを把握し、土砂管理に関する事業の連携方針や、適正な土砂管理に向けた総合土砂管理計画の策定を行い、関係者が連携し、方針・計画に基づき総合的な土砂管理の取組を推進しており（令和8年3月時点では、全国で総合土砂管理計画等が10計画策定されている）、個別事案への対応としても、ダムでは排砂バイパスの設置やダム下流への置き土、山地では適切な土砂を下流へ流すことのできる透過型砂防堰堤の設置や既設砂防堰堤の透過型への改良、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤の整備等侵食対策を実施した。（国土交通省）



離岸堤の整備等侵食対策（提供：国土交通省）

2) 汚水処理未普及人口の解消に向け、循環型社会形成推進交付金を活用して単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに（環境省）、農業集落排水施設の普及、更新整備及び省エネルギー技術等の導入について、関係自治体と連携して推進した。（農林水産省）

また、「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」（令和4年4月施行）では、関係府県において栄養塩類管理計画を定めることにより順応的管理のもとでの栄養塩類の供給ができるようになり、これを踏まえ、同計画を策定する関係府県の計画策定・改訂に対する補助制度により、関係府県の取組を支援した。さらに、同計画の策定に当たって実施する水質予測について、モデルによるシミュレーションを簡易に行うことができるよう、専門的な既存のモデルを拡張し、視覚的で簡単に操作できる機能（ユーザーインターフェース）を追加した水質予測システムを構築した。（環境省）

加えて、漁業生産力の低下が懸念される海域においては、栄養塩類と水産資源の関係の定量的な解明、適正な栄養塩類管理モデルの構築、赤潮により色落ちの被害が発生した海藻類への適切な栄養塩類供給手法の開発に向けて調査を行い知見の取得に取り組んだ。（農林水産省）

・全国88の閉鎖性海域を対象に、水質汚濁防止法に基づき、窒素及びりんに係る排水規制を実施するとともに、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海において陸域からの汚濁負荷量の把握し削減する取組を推進した。令和7年度から、次期総量削減の有り方に関する検討を開始した。（環境省）

(3) 水産資源の適切な管理

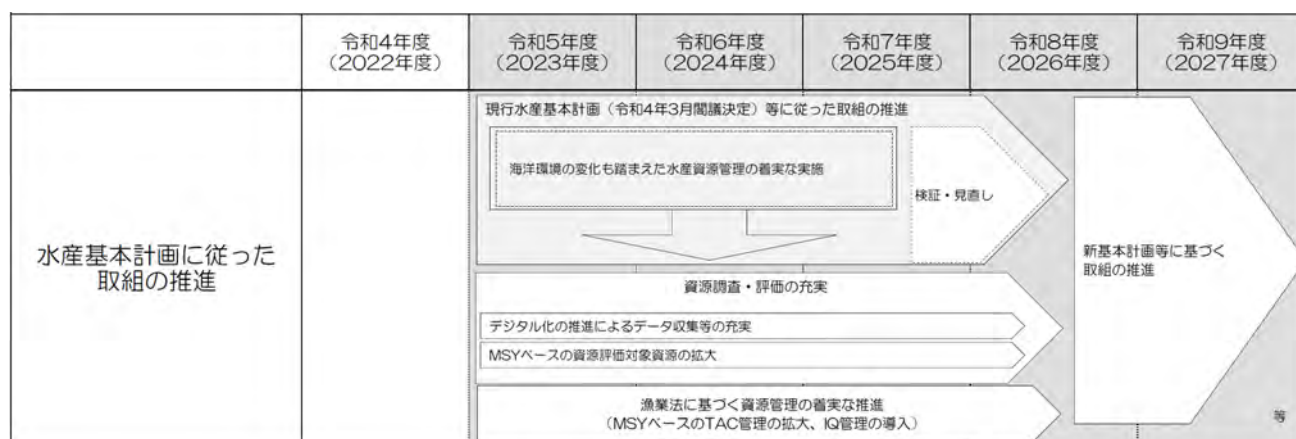
水産資源は再生可能な資源であり、適切な管理による持続的な利用が食料安全保障の観点からも重要であるため、「水産基本計画」（令和4年3月閣議決定）等に即し、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理を着実に実施していく。

具体的には、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に従い、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価に基づくTAC（漁獲可能量）管理の推進、IQ（漁獲割当て）管理の導入等、科学的知見に基づいた新たな資源管理を推進する。

また、不漁等海洋環境の変化が資源変動に及ぼす影響に関する調査研究を進めるとともに、ICTを活用したスマート水産業による海洋環境や漁獲情報の収集等、迅速かつ正確な情報収集とこれに基づく気候変動の的確な把握、これらを漁業現場に情報提供する体制構築を図る。さらに、実効性ある資源管理のために、国内漁業者等に対する監視体制の強化や外国漁船等の違法操業取締り等に取り組む。

【KPI】

- ・漁獲量（現状：276万トン（令和6年）、目標：平成22年と同程度（444万トン）まで回復（令和12年度まで））



【令和7年度の取組】

水産基本計画に従った取組の推進

・TAC 資源の拡大について、ロードマップにおいて、令和7年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理とすることを目標としており、令和8年2月時点で7.7割となった。また、IQ管理については、令和7管理年度までに、ミナミマグロ、大西洋クロマグロ及びクロマグロ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業、サバ類、マイワシ及びクロマグロ（大型魚）の大中型まき網漁業、クロマグロ（小型魚及び大型魚）のかじき等流し網漁業等、スルメイカの大正許可いか釣り漁業、サンマの北太平洋さんま漁業並びにベニズワイガニ日本海系群（大臣許可水域）の日本海べにずわいがに漁業の12の漁法・資源において、IQ管理を導入した。（農林水産省）



かにかご漁業

（提供：国立研究開発法人水産研究・教育機構）
水産庁委託事業「令和6年度不漁に対応した操業体制緊急構築実証事業」において実施

(4) 取組の根拠となる知見の充実・活用

持続可能な海洋の構築に向けて地域や地球規模の海洋問題を解決するためには、国際ルールの遵守に加え、海洋の状況を適切に把握し、海洋の諸現象をよりよく理解することも欠かせない。なぜなら、これらの国際ルールは、科学的知見を基盤として形成されているからである。

このため、観測データを活用した気候変動等の影響の把握と海洋生態系の保全・利用に向けた研究が重要であり、また、観測データの共有・活用の世界規模の枠組みへの貢献や国際的イニシアティブに基づいて各国の取組を促進させる。そして、この分野での我が国政府開発援助(ODA)による知見の蓄積と提供等の協力を今後も引き続き強化していく。

これらの視点を踏まえて、北極・南極を含めた全球観測の実施、海洋生態系の理解等に関する研究及び世界規模の枠組みへの貢献の3つの観点から取組の根拠となる知見の充実・活用を推進する。

- ア 北極・南極を含めた全球観測の実施
- イ 海洋生態系の理解等に関する研究の推進・強化
- ウ 世界規模の枠組みへの貢献

【KPI】

・海洋環境や海洋生態系に関する観測データの集積（現状：海洋生物多様性データベース（BISMaL：Biological Information System for Marine Life）※が統合・公開した日本周辺海域における調査研究に基づく生物出現記録数 408 万件（令和6年度）、目標：600 万件（令和12年度まで））

※ 海洋の生物多様性情報（いつ・どこに・何という種が・どれくらい・いた/いなかった）を扱うデータシステム。日本周辺の海洋生物を主な対象とした情報の収集公開を目的に構築・運用されている。

・ブルーカーボンによる吸収量として 2035 年度 100 万トン-CO₂、2040 年度 200 万トン-CO₂ の達成。

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 北極・南極を含めた 全球観測の実施	1) 海洋調査船等の調査システムの着実な整備及び新たな調査機器の開発・新技術の導入					
	2) 北極域・南極域における観測・研究の実施					
イ 海洋生態系の理解等 に関する研究の推進・ 強化	海洋生態系データの拡充・利用拡大					
ウ 世界規模の枠組みへの 貢献	1) 国際的な海洋観測計画及び海洋情報交換の枠組への参画					
	2) 2050年ネット・ゼロの実現に向けた革新的技術の研究開発					
	ブルーカーボン生態系によるGHGの吸収・固定量の算定方法の確立、我が国のインベントリへの反映、国際的ルール形成の主導					
	藻場(海草・海藻)に係る GHGインベントリ算定方法論の策定		藻場(海草・海藻)に係る我が国GHGインベントリの算定（毎年度算定報告）			
			ブルーカーボンの深海 沈降による吸収・固定 に関する基礎調査		ブルーカーボンの深海沈降による吸収・ 固定に関する科学的知見の収集	
			ブルーカーボンの深海沈降による吸収・固定に関するGHG インベントリ算定・クレジットの方法論策定及びMRVの確立			
			ブルーカーボンの深海沈降による吸収・固定に係 る実証事業（R8～10を予定）			
	ブルーカーボン関係省庁連絡会議の開催			ブルーカーボンに関する官民連携による推進体制の構築		
	ブルーカーボンの高精度データ把握・管理システムの開発					

【令和7年度の取組】

ア 北極・南極を含めた全球観測の実施

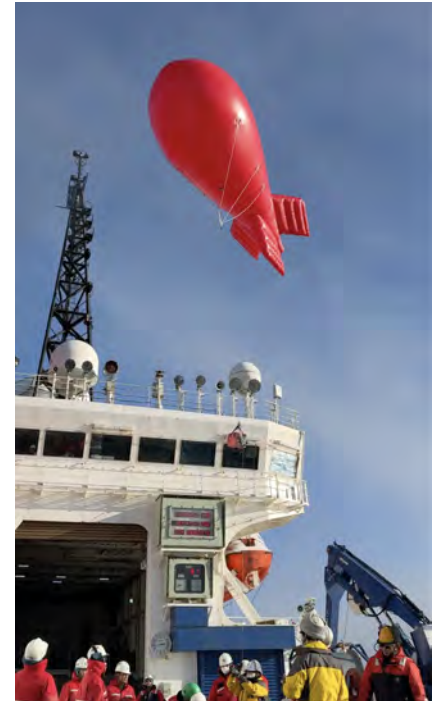
1) 気候変動、海洋酸性化等の地球規模の変動の実態を把握するため、海洋調査船、フロート、水中グライダー、人工衛星等による継続的な観測を実施した。（文部科学省、国土交通省、環境省）

・令和7年度に開始した北極域研究強化プロジェクト（ArCSⅢ）において、北極域の環境変化と実態把握のため、大気観測や海洋観測等を実施した。また、南極地域観測事業において、地球環境変動の解明等に向けて氷床融解メカニズムと物質循環変動の調査・観測等を実施した。（文部科学省）

2) 令和7年3月に公表した「日本の気候変動2025」（文部科学省及び気象庁）について、関係機関とも連携を図りながら活用促進の取組を行った。また、気象庁は、地方公共団体等からの要望を踏まえて同報告書を用いた気候変動解説の手引きを令和8年3月に公表した。（文部科学省、国土交通省）

・アメダス等で観測された気象データにより、気温や降水量、猛暑日・大雨日数などの長期変化に関する情報を作成・公表した。（国土交通省）

・観測データ等を活用し、気候変動メカニズムの解明や高精度な気候予測データの創出等を目的として、気候モデルの開発等を実施（気候変動予測先端研究プログラム）した。（文部科学省）



系留気球による大気観測
（「みらい」北極航海2025）
（提供：JAMSTEC/ArCSⅢ）

イ 海洋生態系の理解等に関する研究の推進・強化

・海洋生物多様性情報システム（OBIS）へ約64,000件（令和8年3月10日時点）のデータ提供（累計で約4,099,000件（令和8年3月10日時点））を行うとともに、利用促進を行った。（文部科学省）

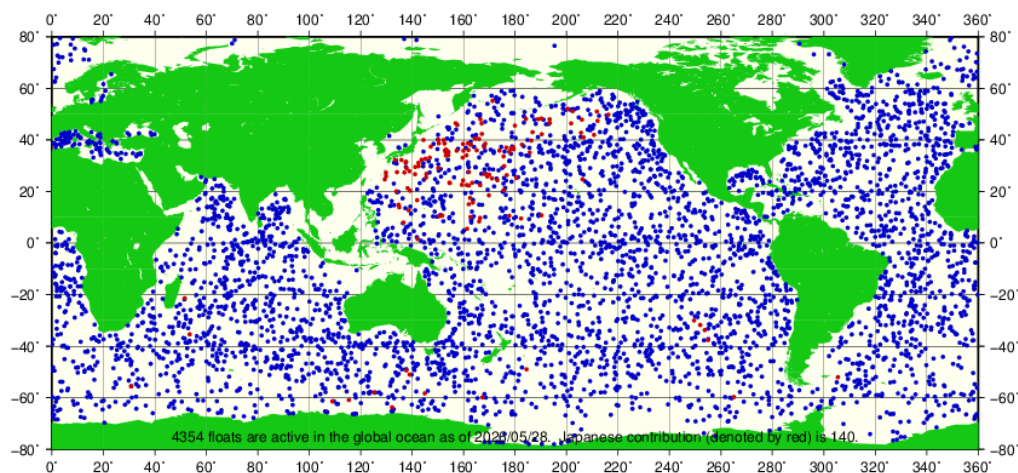
・モニタリングサイト1000では、沿岸域、サンゴ礁及び小島嶼に設置された調査地点において、シギ・チドリ類、底生生物、海藻、造礁サンゴ、海鳥などの指標生物、周辺植生及び物理環境などのモニタリング調査を実施し、調査結果を公表した。（環境省）

・令和3年度から開始した「海洋生物ビッグデータ活用技術高度化」事業において、ビッグデータから新たな知見を見出していくため、研究開発等を実施した。（文部科学省）

ウ 世界規模の枠組みへの貢献

1) 国際海洋炭素観測連携計画（IOCCP）、全球海洋各層観測調査プログラム（GO-SHIP）に参画し、長期的・継続的な海洋の観測を実施するとともに、海洋データの交換を行った。（文部科学省、国土交通省）

・アルゴ計画に参画し、文部科学省は通常フロート、大深度フロート、BGCフロートを計34台新規に投入し、既存のフロートと合わせて11,629のプロファイルを取得した。気象庁は、運用中のアルゴフロートから3,136プロファイルを取得した。（文部科学省、国土交通省）



アルゴフロートの分布状況（提供：気象庁）

2) ブルーカーボン生態系による CO_2 の吸収・固定量を的確に算定するため、科学的知見の集積が進められている。令和6年4月の国連への温室効果ガスインベントリ報告においては、世界で初めてブルーカーボン生態系の一つである海草藻場及び海藻藻場の吸収量を合算して算定し、直近の令和8年4月の報告（令和6年度）では、同生態系による CO_2 吸収量を約32万トンと算定し、継続的な算定・報告を行っている。加えて、令和7年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画においては、「ネイチャーポジティブや水環境保全、気候変動適応など多面的価値を有するブルーカーボンに関する取組を積極的に進める」ことが定められ、沿岸部における藻場・干潟の保全・再生・創出の取組に加え、吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンについても、関係省庁連携や官民連携による推進体制を構築し、検討を進めることとされた。（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）



カジメとホンダワラ類の混生藻場
（提供：農林水産省）

また、令和7年度よりブルーカーボンの深海沈降による吸収・固定に関する基礎調査を開始するとともに、GHG インベントリ算定やクレジットの方法論、MRV に関する検討にも着手している。（環境省）



グリーンレーザー搭載ドローンによる藻場計測（提供：国土交通省）

さらに、藻場の分布や面積を高精度かつ効率的に把握するため、水中透過性の高いグリーンレーザーを搭載したドローンによる藻場計測を行い、そのデータを取り込んで藻場の分布や面積を可視化するシステムである Blue Carbon Data Archive System（通称 BDAS: ビーダス）を開発するとともに、グリーンレーザー搭載ドローンによる藻場計測マニュアルを整備した。（国土交通省）